

令和4年度地方税制改正(案)について

総務省
令和3年12月

令和4年度の与党税制改正大綱(12月10日決定)のうち、地方税関係の概要は以下のとおり。

1 固定資産税等

◎ 固定資産税(土地)の負担調整措置

- 景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5% (現行: 5%) とする。

※ 住宅用地、農地等については、現行どおり。
※ 都市計画税についても、同様の措置を講ずる。

2 法人事業税

◎ 付加価値割における賃上げへの対応

- 法人税における賃上げへの対応に合わせ、継続雇用者の給与総額を3%以上増加させる等の要件を満たす法人について、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額を付加価値額から控除する。(2年間の時限措置)

◎ 大法人に対する所得割の軽減税率の見直し

- 外形標準課税対象法人(資本金1億円超の法人)の年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を1.0%(特別法人事業税を含んだ場合3.6%)とする。

◎ ガス供給業に係る収入金額課税の見直し

- 導管部門の法的分離の対象となる法人等について、一定の代替財源^(注)を確保しつつ、製造・小売事業に係る課税方式について、その4割を見直し、付加価値割及び資本割を組み入れる。

※ その他の法人については、他の一般の事業と同様の課税方式とする。

(注) 導管部門の法的分離の対象となる法人に係る固定資産税の特例を廃止(所要の経過措置)。

3 個人住民税

◎ 住宅ローン控除

- 所得税の住宅ローン控除の適用者^(※)について、所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除する。

※ 住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者。

- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

4 納税環境整備

◎ 地方税務手続のデジタル化

- eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段を拡大する。

5 主な税負担軽減措置等

◎ 固定資産税等の特例

- カーボンニュートラルポートにおける陸上電力供給設備に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）
- 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 地域医療構想に基づき再編を行った医療機関に係る課税標準の特例措置を創設（不動産取得税）

6 検討事項等

◎ 外形標準課税対象法人のあり方

- 経済社会の構造変化に伴い、外形標準課税の対象法人の数や態様は大きく変化してきており、今後、こうした原因・課題の分析を進めるとともに、外形標準課税の適用対象法人のあり方について、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

◎ 電気供給業及びガス供給業に係る収入金額課税

- 電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。

◎ 屋外分煙施設等の整備促進

- 望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう引き続き促すこととする。